


違反対象物の 公表制度

平成30年4月1日
運用開始

安心して建物を利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を那覇市消防局のホームページや窓口で確認できる制度です。

<p>公表の対象</p>	<p>特定防火対象物 (飲食店、物品販売店、ホテル、病院などの不特定の人が入りする建物)</p> 
<p>公表の対象となる違反内容</p>	<p>特に重大な消防用設備の設置義務違反により</p>  <p>①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備</p> <p>上記設備が設置されていないもの</p>
<p>公表の方法</p>	<p>◆那覇市消防局ホームページへの掲載 ◆消防局予防課、中央消防署、西消防署での閲覧</p>

平成30年4月1日から那覇市消防局のホームページで確認できます。

那覇市消防局

検索



違反対象物の公表制度



公表する内容

建物の名称 ○○○○ビル
建物の所在地 那覇市○○1丁目1番1号
法令違反の内容等 自動火災報知設備の未設置

公表までの流れ

立入検査の実施



立入検査結果通知書の交付



関係者に対する公表の事前周知



公表



立入検査結果通知書の交付から30日経過した日において、なお、当該違反が認められる場合

建物関係者の方へ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等が必要となることがありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合

お問い合わせ先 那覇市消防局 予防課

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番8号

TEL 098-867-0212 FAX 098-869-1190

ホームページ <http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/fire/home.html>